経済産業省共済組合定款の一部変更について

経済産業省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年７月１日

経済産業省共済組合代表者
経済産業大臣　武藤　容治

第４条第２項中「国立研究開発法人産業技術総合研究所運営統括本部ＤＥＩ人事部長」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所研究環境整備本部ベネフィット推進部長」に改める。

附　則

この変更は、令和７年７月１日から施行する。